

**大分市自治基本条例検討委員会  
第7回 市民参加・まちづくり部会 議事録**

日 時 平成22年 4月19日(月) 10:03～11:55

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

【委員】

秦 政博 部会長、日小田 良二 副部会長、松尾 直美 委員、永岡 昭代 委員、  
竹本 和彦 委員、葛西 満里子 委員、徳丸 修 委員、小出 祐二 委員 (計8名)

【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 足立 和之、  
同主査 阿部 美剛  
(計5名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹 渡邊 信司)市民協働推進課主幹 安東 孝浩、  
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、広聴広報課主事 小野 貴史  
(副統括者除く:計3名)

【オブザーバー】

法制室室長 伊藤 英樹、同主任 牧 俊孝

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 議事
  - (1)項目(条文案)の検討について
  - (2)その他(次回開催日程等)

**< 第7回 市民参加・まちづくり部会 >**

事務局	皆様、おはようございます。 定刻を若干過ぎておりますが、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会 第7回市民参加・まちづくり部会を開催いたします。
-----	---

	<p>議事に先立ちまして、冒頭に、本日記布いたしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。次第が1枚ございますが、まず、(報告1)といたしまして、A3縦「第11回大分市自治基本条例検討委員会(まとめ)」という資料がございます。次に、(報告2)といたしまして、A4縦「『大分市自治基本条例』最高規範性の確認による体系の考え方」という資料がございます。最後に、こちらA4縦にはなりますが、「『市民参加・まちづくり部会』検討項目条文案(たたき台)の修正について」という資料がございます。以上の資料がお手許にございますか。</p>
各委員	はい。
事務局	<p>それでは、A3縦の(報告1)につきまして、前回の第11回全体会議のまとめといたしまして、簡単にご報告をさせていただきます。まず、資料の中段にあるかと思いますが、前回の全体会議を開くこととなりました大きな理由であります、この自治基本条例と議会基本条例との関係ということでございまして、その中段の右側に赤字で表記いたしておりますが、「今、制定しようとしている『自治基本条例』は、大分市の最高規範であることの確認をした。」ということで、この内容が前回の第11回全体会議の最大の成果ではないかと思っております。</p> <p>後は申し訳ありませんが、本部会に関する内容を少しお話させていただければと思いますが、資料の一番下に本部会に関する内容が記載されておりました、「協働の推進」につきましては、特に定義における「責務を負わせるものではない」という部分に関連しまして、「市民から見てマイナスな捉え方ではなく、『自ら進んで責務を負う』というような市民が育ってほしいんだという、プラスな方向として形を込めていきたい。」「責務を負う、負わないという問題は、理念部会の『基本理念』の『協働のまちづくり』でうまくまとめられているので、敢えて個別に謳わなくても良いのではないか。」というようなご意見を他の部会の委員さんからいただいたのではないかと思っております。したがって、本部会におきましても、今後の「協働の推進」という検討項目をご議論いただく際に、このようなご意見も踏まえながら、また、全体会にてご報告する中、このご議論を詰めていただければと思っております。</p> <p>そして、次の「都市内分権」につきましては、本部会としましては議題として挙げておりませんでした。が、「『地域主権』、『都市内分権』について、行政としてどのような考えを持って望んでいくのか、提案があった後に、全体で議論する必要があるのではないか。」というご意見が寄せられたところでございます。</p> <p>最後に、「その他」といたしまして、本部会としまして、「条文案の語尾(語調)の表現について、一般的な条文形式とするのか、または『です、ます調』とするのか、検討委員全員の中で、ある程度の統一を図っておいた方が良いのでは。」ということをご議論として挙げましたが、これに対しましては特段、他の委員さんからはご意見はございませんでした。ただ、この問題につきましては、いずれ他の部会におきましても間違いなくご議論が必要になると思っておりますし、全体会においても最終的なご確認が必要となる事項であると思っております。なお、他の部会の内容につきましては、後程、ご一読いただければと思います。</p> <p>続きまして、A4縦の(報告2)という資料をご覧ください。「『大分市自治基</p>

本条例』最高規範性の確認による体系の考え方について」ということですが、前回の全体会議でも、数名の委員さんから「少し分かりにくいのではないか」というご意見が寄せられましたことから、このことを事務局なりにまとめてみましたので、ご説明をさせていただきます。

図として、3つほど記載をいたしておりますが、まず、一番上の上段の図につきましては、「自治基本条例と各基本条例の体系」としまして、全国的な例は極めて少ないのではないかと捉えておりますが、柱となる執行機関に関する「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」、そして「議会基本条例」の3つの柱となる基本条例の上に、それを包含する理念的な条例としまして「自治基本条例」を被せているという例をお示しいたしております。この体系図ですと、大分市は「議会基本条例」については既に制定済みとなりますので、屋根となる理念的な「自治基本条例」を制定し、残りの柱となります「行政基本条例」と「市民に関する基本的な条例」についても併せて制定するという流れになるのではないかと考えております。

次に、中段の図につきましては、「一般的な自治基本条例の体系」としまして、現在、各地で制定されている「自治基本条例」の体系で最も多い体系図ということではないかと、事務局としては考えております。「自治基本条例」という一つの条例の中に、「市民に関する内容」と「行政に関する内容」、「議会に関する内容」を全て謳い込む形となっております。この体系は、「自治基本条例」を制定する際の一般的な形ではないかと考えておりますので、大分市にあてはめた場合は、「議会基本条例」が既に制定済みでありますことから、「議会に関する内容」を詳細に謳う必要はないのではないかと考えておまして、第11回の全体会議で確認をされました、「自治基本条例」が最高規範であるということと、議会からのご報告やこれまでの皆さんのご意見を念頭に置いた上で、大分市がめざす体系としましては、一番下の下段の図として記載をしておりますが、先程の中段の図の一般的な体系を意識しつつ、大分市では「議会基本条例」が制定済みでありますことから、基本的に、大分市の「自治基本条例」の中には、「市民に関する内容」と「行政に関する内容」を謳い込み、「議会に関する内容」につきましては、「議会基本条例による」と謳い込むことで、制定済みの「議会基本条例」を結びつけるということになるのではないかと、事務局としては考えておるところでございます。

したがいまして、検討委員の皆さんにご検討いただく内容としましては、下段の図にありますように、色付けされた部分をご検討していただくということになるのではないかと、事務局としては思っております。今後の課題としましては、制定済みの「議会基本条例」に謳われております内容と、この自治基本条例における市民と行政に関する内容とが、図にもございますように円が重なっている部分につきましては、それをどのように謳い込むのか。例えば、一つの条文として、議会にも関連する条文がある場合に、議会を含んで謳い込むのか、それとも、「議会基本条例」によることとしておりますので、議会ということは外して謳い込むのか、そうした課題があるのではないかと考えております。具体的には、理念部会で検討しております「前文」や「基本理念・基本原則」につきましては、議会も含まれました、大分市全体を意識した作りになるのは、異論のないところであると思っておりますが、執行機関・議会部会が検討いたしております「議会の

責務」などにつきましては、「議会基本条例による」と謳い込むにしましても、市政運営部会や本部会であります市民参加・まちづくり部会が検討しております個別項目につきましては、その主語となる部分に「議会」を含むのかどうか、また、制定済みの「議会基本条例」に規定のない事項で、仮にこの自治基本条例に、議会に係る条項を規定することとなった場合に、制定済みの「議会基本条例」との関係性、関連性をどうするのか、というようなことが今後の大きな課題となるのではと思っております。

いずれにしましても、一番下の下段の図を踏まえていただきまして、今後のご議論を進めていただければと思っておりますのでございます。

それでは最後に、「『市民参加・まちづくり部会』検討項目条文案（たたき台）の修正について」という資料をご覧ください。この資料につきましては、前回の第6回部会にてご検討いただきました内容を踏まえ、事務局として条文案、たたき台を修正させていただいたものでございます。

まず、「検討項目：市政への住民参画」でございますが、一番上には、前回の第6回部会にてご提示をさせていただきました条文案を、そのまま表記いたしております。

次に、「第6回部会（H22.3.31）での意見等（抜粋）」といたしまして、「条文」というと重い雰囲気になるので、表現を軽くすることは出来ないか。」「条文を考える時は、法律的な作業となるので、ある程度硬い表現はやむを得ない部分では。」「この条例は、大人だけではなく青少年やその母親達も見るので、権利とか義務が表面に出てくると凄く強い感じがする。」「市民が主人公でなければならないということが一番大事と思うので、『市政への』だと硬くなるので、『まちづくりへの』とした方が良いのでは。」「市民が見た時に、市の考え、検討委員の考え、条文作成時の考えが良く分かるような形のものがベストでは。」「『市民』が主語の場合は、表現を優しく分かり易い言葉とし、『市』が主語の場合は、硬い表現でもはっきり分かる言葉が良いのでは。」というご意見をいただいたところでございます。

「部会としてのご指示」ということで、確認をさせていただきました内容としましては、「『重い・硬い』表現の部分を再検討し、併せて、『まちづくり』という視点を盛り込むことについても検討すること。」というところで、事務局としましては捉えさせていただいております。

したがって、条文案（H22.4.19 修正版）」といたしまして、読み上げさせていただきますが、「まちづくりへの市民参画」という項目といたしまして、「第1条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。」「2条 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。」と修正をさせていただいております。

「修正版における考え方等」といたしましては、「市政への市民参画」という表現を分かり易く優しくするため、「まちづくりへの市民参画」と表記いたしております。第1項の修正につきましては、「市民の権利の尊重」という表現を分かり易く優しく、かつ市として実行、担保できる内容とするため、「まちづくりに参画する機会を確保」と表記いたしております。また、その下の括弧書きの部分につきましては、補足的な考え方にはなりますが、事務局としましては、市として、「市民参画」自体は確保できないが、その「機会」については確保すべき、

確保できるものと考え、このように規定をさせていただいております。第2項の修正につきましては、「市民の権利が容易に行使」という部分を、「まちづくり」の表記に含めることとさせていただいております。補足といたしまして、市民の「参画する権利」に関しては、市民部会における検討項目「市民の権利」において、「市民は、まちづくりに参画することができる」を規定するというごこと、ご検討いただいております。

最後に、「修正版における課題等」といたしまして、「まちづくり」という表現を使っておりますので、「まちづくり」の定義付けについてどうするか、ということで、事務局としましてはやはり「まちづくり」という言葉の捉え方が、人それぞれで違うのではないかと考えておりますので、それであれば、理念部会にまたお願いすることにはなりますが、きちんと定義付けをした方が良いのではと考えております。また、市民を主語とした場合、市民側の視点としまして条文を追加、追記する必要があるかどうかということ、少しご議論、ご検討いただければと考えております。

次に、「検討項目：住民の意思の表明（パブリックコメント）」でございますが、一番上は、先程と同様に前回の条文案でございます、次の「第6回部会（H22.3.31）での意見等（抜粋）」といたしまして、「条文というよりは、このパブリックコメントの制度をきちんと運用するという姿勢が大事になってくるのでは。」、「寄せられた色々な意見を、どう適切に汲み取るのかということに強く重点を置かないといけないのでは。」、「条文として規定する上で、色々な市民の意見を聴取する方法がパブリックコメントという制度だけで良いのか。」、「このパブリックコメントという制度は、市民が意見を言える、門戸が開かれているという意味からも重要ではないか。」、「このパブリックコメントという制度は、重要な政策に関して、市民の意見を聴取する機会を担保することになるのでは。」、「要は、プロセスが大事であって、あらゆる手段を使ってどう市民の意見を聴取するかということでは。」というご意見をいただいたところでございます。

「部会としてのご指示」ということで、確認をさせていただきました内容としましては、「市民意見聴取の方法について、パブリックコメントだけに限定せず、他の手法を盛り込むことについても検討すること。」ということで、事務局としましては捉えさせていただいております。

したがって、「条文案（H22.4.19 修正版）」といたしまして、読み上げさせていただきますが、項目といたしましては「市民意見の聴取」ということで、「第1条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民意見公募の手続きを実施し、広く市民の意見を求めなければならない。」、「2 市は、前項の規定に基づき市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。」、「3 市は、第1項の市民意見公募手続きを実施するほか、市民意見の聴取に努めなければならない。」と修正をさせていただいております。

「修正版における考え方等」といたしましては、項目の部分ではございますが、「パブリックコメント」以外の手法を含めるため、「市民意見の聴取」と表記いたしております。第1項の修正につきましては、基本的にパブリックコメントのみの規定に修正をいたしております。第2項につきましては、修正いたしておりますが、新たに第3項としまして、市民意見公募、パブリックコメント以外に

	<p>も市民意見を聴取することを、市の努力義務として規定をさせていただいております。補足にはなりますが、事務局としましては、「あらゆる手段」と表記するとあまりにもその手段・方法が広がりすぎるのではと考え、「市民意見公募手続きを実施するほか」と表記することで、言い表せるのではないかと事務局としては思っております。</p> <p>最後に、「修正版における課題等」といたしまして、市民の意思の表明方法について、パブリックコメント以外の部分につきましては、本日ご議論をいただいていると思っておりますが、「検討項目：情報共有・説明責任」における「市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等」にきちんと対応していくことを市の努力義務として規定しておりますので、この部分も踏まえましてご検討いただければと思っております。また、補足にはなりますが、事務局としましては、市政運営部会に検討項目として「市民提案」という項目もございますので、いずれはこれらの他の部会における検討内容とも整合性を図る必要があるものと考えております。</p> <p>少し説明が長くはなりましたが、本日の資料の説明につきましては、以上でございます。それでは、以後の進行につきまして、部会長よろしく願いいたします。</p>
部会長	はい、皆さん、おはようございます。
各委員	おはようございます。
部会長	<p>それでは、具体的な検討に入りたいと思いますが、まずは、今の報告、あるいは修正案についてのご意見から承りたいと思いますが、この広い紙の（報告1）について、何かございませんか。</p> <p>報告のとおりでよろしゅうございますか。</p>
各委員	はい。
部会長	次に、この（報告2）の最高規範性の体系図でございますが、これは先だっこの会議のまとめみたいなものではあります。この辺について、何かございませんか、これで、よろしいですか。
各委員	はい。
部会長	<p>それでは、たたき台の修正のところ、まあ課題等についても事務局の方で書かれておるようでございますが、これについて少しご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>まず、1枚目の「市政への住民参画」という部分を、「まちづくりへの市民参画」という表記に変えて、それぞれ中身を少しずつ修正したということですが、これにつきましてご意見をいただこうと思っております。</p> <p>具体的にですね、「まちづくり」という表記に変えたということについては、いかがでございましょうか。</p>

委員	<p>はい、では私から、「まちづくり」というのはやはり分かり易い表記だとは思いますが、この修正版の課題のところに書いてあるとおり、では「まちづくり」とその「市民参画」とどう違うのかというのが、少しイメージし難い、区別の仕方がよく分からないので、その「まちづくり」という表記は凄く良いんですけど、もう少し「まちづくり」とはこういうことをするんだよ、という皆さんに分かるような定義付けというのが必要かとは感じました。</p>
部会長	<p>はい、では委員さん、どうぞ。</p>
委員	<p>はい、これは分かり易い表現だなと思います。 やはり身近に感じないと自分もやってみようかという気にはなかなかないと思うので、まずは堅苦しい言葉をいかに身近にさせるのかなと思いました。</p>
委員	<p>はい、私も「まちづくり」という、あの「市政」というと何か理解し難いけど、「まちづくり」なら一般に理解出来るんじゃないかと思って、それとこの「機会を確保しなければならない」という、この言い方が凄く良いなと思いました。</p>
副部会長	<p>はい、ここで議論をされたことがこういう形でまた反映されてきて、素晴らしくなってきたと思っています。 それはですね、やはり「周知を図るものとする」ということ、ここではっきりと「図るもの」ということで、やはりかなりのインパクトがあるのではないかなと思っています。 その「市民参加」の部分、要するに私達の部会の部分と市民部会で今検討されている部分とあってですね、若干同じような部分があるのかなということがありますが、下の課題の中に、「市民を主語とした条文を追加する必要があるかどうか」ということになりまして、市民部会のところは当然「市民」という形になるんですが、要は、「まちづくり」に対する色々なことに対して「市」と「市民」が一緒になってやるということですから、主体はあくまでも行政サイドというように考えたら、その仕組みを作るのも行政サイドということになりますから、そこは若干ニュアンスが違うと思いますので、「市民は」という部分は要らないと思っています。</p>
委員	<p>これは大変苦労が見えまして、やはり表現が優しくなったと思いますし、あの「まちづくり」、僕がこれをパッと読んだ時に、「まちづくりって、人づくりも含めるんだ」とか、色々な幅の広い捉え方が出来るということが非常に参加し易くなるかと、まあどちらにしても定義の在り方については少し考えながら整理をした方が良いとは思いましたが、とりあえず広い意味で網が掛かるような感じでいくのは、市民にとっては非常に良いのかなと率直に思いました。</p>
委員	<p>表現そのものが分かり易く、柔らかくなったと思いますが、ただ、「まちづくり」という言葉が、校区であったり自治区だったりとかで、今、その実際に「まちづくり」ということで色々な案があって、動き出さないといけない時期に来て</p>

<p>委員</p>	<p>いるので、市民にとって凄くこれから聞き慣れた言葉にはなっていくんだとは思いますが、果たして定義付けをどうするのかというのは、少し難しいなというのが実感です。</p> <p>私は、あんまり定義付けする必要はないような気がしてまして、事務局としては定義付けが必要と考えておるようなんですけど、あんまりその言葉自体に疑義が生じないような形であればですね、特にその解釈、適用に当たって齟齬が生じないということであれば、それぞれに皆さんが想っている「まちづくり」をイメージしていただくということの方が、言葉に意味があるのかなという気がします。</p> <p>特に、当初の案では、これは「市政への市民参画」ということで、いわゆる行政行為を主体とした分野で行政的な発想から、「市政への市民参画」ということにしておりますので、まあ今の「まちづくり」を、私の概念の中にある「まちづくり」ではそうではなくて、今お話がありましたように地域の皆さんが自主的に、自立のツールとして色んなことに取り組んでいただいておりますので、そういうこともやはり「まちづくり」という概念の中では、住民主導の動きも大きな要素をこれからは持ってきますし、今、そういう現実がございますので、なかなか定義付けするとなると難しい面がありますことから、私としては定義付けまでする必要はあるのかなという疑問はあります。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それぞれのご意見を賜りましたけれども、総体としては、この修正版はご理解をいただいたということでもよろしいかと思っておりますけれども、この課題の部分について2つ出ておりますが、まず下の方の条文の追加ということは不必要だというご意見もございましたので、これはそういうことでよろしいですか、下の部分、もう条文の追加は要らないということで、よろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>では、上の部分の定義付けの問題は、今、委員さんの方からも話があった訳ですが、この辺の意思統一をいたしたいと思っておりますけれども、事務局、もう一度この定義付けが必要という背景について、今の委員さんの発言を受けての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、事務局といたしましては、「まちづくり」、先程の委員さん、皆さんもおっしゃられたとは思いますが、その「まちづくり」ということにつきましては、いわゆる「市政」、その市がすることだけではなく、先程からお話が出ておりますように、住民の主体的な活動、これからの自主、自立という部分も含めまして、やはり範囲が広いと言いますか、漠然としておりますので、「まちづくり」という言葉自体が全てを言い表せますので広すぎるのではないかと、逆にここに当てはめた時、また、自治基本条例、これからの大分市ということに当てはめた時に、これからどういう形で行うのかという一つの確認、共通認識ではございませんが、そのようなことがありましたので、規定をしておいた方が良いのではないかと考えたところであります。</p>



また「市が」と言いますか、先程のご議論では市民を主語とした条文は追加しないということですが、やはり「まちづくり」は市だけが行うものではないという部分も少しこの検討の際にはございましたので、やはり「まちづくり」というのは、行政も行いますし市民、関係する方も含めあらゆる方が、一つの目標、目的に向かって良いまちを作っていこうという流れの中で、ハード的な部分から人的な部分も踏まえまして展開をしていくべきではないかと思ひますし、そうなりますと、先程の委員さんのお話を伺いますと、すみませんが確かにそうだと思いますか、ある意味、「まちづくり」という表現にはなりますが、「どういうまちづくりをするのか」という、その「どういう」という部分をきちんと謳い込めば、あまりそういう定義付けをしなくても「まちづくりというのは、こういうことだ」という部分が分かれば、多分読まれた皆さん方とも共通認識が図られるのではないかと考えております。

この条文案の検討時につきましては、あくまでも広い定義の中で行政以外の部分も踏まえて規定をしていく上で、どう整理をしたら良いのかということですが、その広い意味での「まちづくり」を誤解させないためにも、定義付けが事務局としては必要ではないかと思ひましたので、このような形でご提案をさせていただきます。

一方、先程の委員さんがおっしゃられたようなご議論の部分もございますので、そこはもう皆様のご議論の経過でございますし、極論、これは大きなお話と言ひますが、非常に難しいお話にもなりますので、もうここでご結論をいただくのではなく、ここはある程度ディスカッションを続けながら、また、次回、もしくは一通り案のご議論をいただいた段階で、改めて振り返ってのご議論をいただいても良いのではないかと考えております。

委員

「まちづくり条例」と言われるやつが一杯ありますので、その条例の、要するに題名として書いているようなところで、この「まちづくり」を定義付けておるようなところはあるんですか。

「市民参画」とか「協働」なんかは、定義付けしているところがあると思うが。

事務局

よろしいですか、札幌市になりますが、ここは「自治基本条例」というタイトルの中で、「まちづくり」の定義をしております、読み上げさせていただきますが、「『まちづくり』とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。」と定義付けをされております。

確かに非常に難しく書かれているとは思ひますが、事務局といたしましては、「まちづくり」を必ず定義付けをしないといけないということではなく、例えば、市民意見交換会とかで市民の方から「まちづくりとは、何ですか？」と問われた時に、ある程度のお答を持っておった方が良いのではないかと考えておりました、そういった「まちづくりとは、どういうものか」というご議論を、この場でしておいていただければよろしいかと思ひますし、もしくは、逐条解説などに一文として、「まちづくりとは、こういうことです」というのが分かり易く記載されてもよろしいかと思ひます。

部会長	はい、分かりました。
副部会長	札幌市が作ったのが3年前の平成19年ぐらいで、その時代から見るとそう大きくは変わった訳でもないんですけども、ただ、地方分権の流れというのがもの凄くその時代から見ると加速度的にも進んでいるということもありまして、今、この部会で一番議論を今からしていかないといけない「都市内分権」という部分を考えたら、一つは地域の中の「まちづくり」、それからもう一つは大分市全体の「まちづくり」という部分が出て来るんですね、その時にその「まちづくり」というのはあんまり難しい定義は要らないけれど、その辺の考え方は整理をしておく必要があるのかなと思います。
部会長	はい、他にどうぞ。
委員	<p>私たちNPOの活動で、あの「まちづくり」というと本当に気軽に誰でもやろうと思ったら、例えばキーパーソンが居れば、ここでもコロッと一つ出来るという形で、ほんと気軽に多種多様な、これから先、大分市内でも色々な「まちづくり」が出来ていくんじゃないかなと思います。</p> <p>そう思いますと、先程、委員さんが言われたように、私もあまりここに定義付けというように固めると、何かフットワークが重くなるのかなと思ったり、あまりがんじがらめにしないような定義付けと言いますか、解説みたいなもっと優しい、そういった何かで表現が出来たら良いかなと思うんですけど。</p>
部会長	はい、他にございませんか。
委員	<p>あんまりデジタル化したって僕はこう意識をしないんで、さっき言われた市民に問われたらどうかというのはあんまり考えなくて、「あなたはどう思いますか」、「私は、こうです」、「それは大事ですよ」という形で良いとこう取って言いたい。</p> <p>そこに「こうだ」と言われるともうそこで止まりますよね、創造も、なので、魅力ある「まちづくり」というのは何だろうかみたいに、制約とかあまりなくてもっと住み易いとか、何かそういう方向に話が行くと良いかと、そういう話ですよ、そう思うんであります。</p>
部会長	はい、そういうご意見が出ておりますけれども、先程、逐条解説的なものとして欲しいんだと、何か本音がぼろっと出たような感じの発言がありましたけれども、まあこの議論の総体としてそういうような、まあ色々な角度からの議論が出たということで、まとめをさせていただければ良いのかなと思いますけれども、よろしいですか。
委員	<p>すみません、一点だけよろしいですか。</p> <p>委員さんが言われた「まちづくり」の質の違いのようなところはですね、確かに必要だという気がしますし、特に今、「市域内分権」とか「地方主権」とか色々な言葉が出て来てますので、あの「まちづくり」そのものは地域を対象としたも</p>

	<p>の、それから大分市の地域全体の活性化につながるようなもの、そういう質の違いも確かにあるかと思えますし、主体やどちらに呼び掛けるかによっても違うと思えますので、行政側が呼び掛けるのか、地域から上がった声なのか、そういう質の違い等もありますので、もし、まあやり方としてはですね、その定義とかいう形で堅苦しくしなくても、例えば、この自治基本条例の「目的」の中にその「まちづくり」の主旨みたいなものが入ることによって、その「まちづくり」を連想させるとか、この条例で謳っている「まちづくり」とはこういう目的を持った活動、活性化のことを言うんだというような、まあそういうものが伺えるような、まあ全体の構成にこれはなると思うんですけど、そうしたものになればですね、敢えて定義という形は採らなくても良いのかなという気はします。</p>
部会長	<p>そうすると、それは「前文」の中に盛り込むとか。</p>
副部会長	<p>あの結局あれですね、全体が出来た時に逐条解説を入れるんですね。</p>
事務局	<p>はい、事務局としては、必要ではないかと思っております。</p>
副部会長	<p>必要ですね、ですから、敢えて定義付けということではなくて、逐条解説の中で触れていったらどうですか、そのような考え方を。</p>
事務局	<p>はい、そういうご議論の経過を踏まえまして、この「まちづくり」というのはこういう想いからです、というようなことは逐条解説の中身になるのではないかと思っております。</p>
部会長	<p>はい、ではそういうまとめ方ですね、今、委員さんの言われた部分についても、敢えてその「前文」の中には盛り込まなくてもということで、でも盛り込んだ方が良いのかな、どうなんかな。</p>
委員	<p>今の案で私は十分だと、十分窺えると思います。</p>
部会長	<p>それでは、今のご議論がですね、まあ逐条解説を作成する際の材料として利用していただくということで、よろしいですか。</p> <p>よろしければ、このような整理でこの修正案については終わりたいと思しますので、次に行きます。</p> <p>では、2枚目、「パブリックコメント」というふうな言葉を敢えて削除してですね、「市民意見の聴取」ということに置き換えて、まあ新たな条文が出来ましたので、ご意見をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>はい、担当部長としてこんなことを言うのは悪いんですけど、あの3項と1項がどうもこう重複しているような気がしてならないんですけど、1項の「市民意見公募の手続きを実施し」のここにもう「市民意見公募の手続きを実施するほか、広く市民の意見を求めなければならない」か、「市民意見の聴取に努めなければならない」、何か少しこう当たり方によってはこの1項と3項は、まあ違うこと</p>

事務局	<p>を言っているんでしょうけども同じような表現になっているような気がします。</p> <p>違うのは、「策定に当たっては」ということだけなんですけど、少しその辺の考え方を聞きたいんですけど。</p> <p>はい、一応、「あらゆる手段」という、私の説明が分かり難いかもしれませんが、ので申し訳ありませんが、「市民意見を聴取する」、「あらゆる手段」を使って聴取するというのを謳うのか、事務局といたしましては、前回、「パブリックコメント」に特化した形で考えておりましたので、先程も少し説明をさせていただいたと思っておりますが、第1項、第2項につきましては、あくまでも前回の「パブリックコメント」に特定した内容で作成しております、新たな第3項につきましては、委員さんがおっしゃいましたとおり、基本的に内容は重複しておりますが、皆様からいただいた「パブリックコメント以外の方法もあるのでは」というご意見を、反映できているのではないかと思っております。</p> <p>したがって、やはりあくまでも第1項、第2項では「パブリックコメント」に限定した内容で規定をさせていただいておりますので、そこはまたご議論で「そこまで分けなくてまとめた方がよい」ということになるのであれば、第1項と第3項はまとめたような表記の仕方になるかと思いますが、前回の流れを事務局としては踏まえ、また、他都市の事例を見ましても「パブリックコメント」を規定している事例が多数見受けられましたので、今はこの「パブリックコメント」を活かすような形で修正案として作成をさせていただいております。</p>
委員	<p>要は、重要な政策等の策定に当たってはパブリックコメントをやりますよと、そして、それ以外の政策等についても市民意見の聴取に努めなさいかんよという意味なら、もう少し明確にした方がよいかなと。</p>
部会長	<p>はい、一つの課題が出ましたが、委員さん、どうぞ。</p>
委員	<p>はい、今の質問のやり取りを聞いて、この1項、3項の違いというのは分かったんですけど、実際問題その「パブリックコメント」という言葉が出て来ないんで、もう少し明確に表現してもらわないと本当に1項、3項が重複しているようになるので、「パブリックコメント」を活かすのであればその辺を明確にしたり謳っていただいた上で、今言ったようにその3項を活かすためには「それ以外の施策に関しても」みたいな感じで書いていただかないと、つながらないかなという気がしました。</p>
委員	<p>その1項の「市民意見公募」、もうずばり「パブリックコメント」と言った方がよいのかなと思って、その3項の「市民意見の聴取」というのは当然広くという意味では残す、まあその辺の文字が重なっているんで少し意味が分かり難いと思うんで、僕としてはもうずばり「パブリックコメント」と入れた方がよいような気がします。</p>
副部会長	<p>はい、前から少しここは話をしてきたんですけども、その「パブリックコメント」を採るというだけのものになってしまうのか、要は、行政としてそこが一</p>

	<p>つの理由として市民の皆さんの意見をいただきましたということだけで終わらせてしまう可能性があるということと、もう一つは判断基準の部分ですね、例えば、精力的にあるグループが「パブリックコメント」を発し、そのことが市政に反映されてくるということで、何かこう戦略的にやられることも当然この「パブリックコメント」に関してはあるということもあって、その公募の手続きの仕方というのですね、まあ色んなやり方があると思うんですけども、だから、その辺だけにももの凄くこうウエイトを置いていくとですね、誤った方向に行く可能性もあるのかなと思いますので、まあそここのところは上手くしなきゃならんだろうと、ただ、今言ったように手続き、要するに意見を、市民の皆さんのご意見を聴くという公募の手続きをすることは、これはまた絶対に必要なことだろうと思っています。</p> <p>まあ重要な政策は、重要な政策としてそれはやらなきゃならんということと、後はそれ以外の部分でやはり市民の意見を常に把握していくという、そういう意味でのシステムを作っていくというものも必要という意味で多分3項を入れたんではないかなと思いますので、表現的にはもう少しこう整理をした方が良いのかなと思っています。</p>
委員	<p>私も「パブリックコメント」、この「市民意見公募の手続きを実施」ということは何か言葉を変えた方が良くないかと思いついて、まだこれから先もどういう方法で、あの市民の意見を聴く時にどういう方法が出て来るか分からないから、ここはもう「パブリックコメント」ということを限定するような言葉を使った方が良くないかと、今は、その市民の意見を聴く方法、まだ色んな方法があまり出てないかもしれない、どんな方法が後で出て来るのか分からないから、ここは「パブリックコメント」に限定した言葉の方が良いと思います。</p>
委員	<p>私はあの第1項の赤字のところは、もう単刀直入に「パブリックコメント」という言葉を入れたら分かり易くて良いのかなと思いますので、この重なりすぎている言葉というのが凄くここで目に付きますし、あの1項、2項はその「パブリックコメント」について、まあその想いで書かれていることだと思うから、これは普通、市民の皆さん達も今までに慣れている手法、あのそういったことも必要だし、それ以外にもまた新しく何か方法があれば意見の聴取をしますよという言葉がこの3項に入ってるんで、1項の赤字のところは、もう直接「パブリックコメント」という言葉を入れた方が良くないか、その方が何か反って分かり易いかなと思いましたが。</p>
委員	<p>私もそうですね、1項と3項というのは皆さんと同じで少し分かり難いかなと思いますので、おっしゃられたようにやはり1項ですかね、ここをもう「パブリックコメント」に変えた方が分かり易いと感じましたけれども。</p>
部会長	<p>はい、皆さんのご意見を承りましたが、特に1項、3項の問題点にご意見が多く出たようでございます。</p> <p>この辺については、事務局、再修正ということで、次回にもう一度事務局案を今のご意見に従ってですね、出していただければと思います。</p>

事務局	<p>その課題の部分というのは、今の議論の中に少し含まれておったような気がするんだけど。</p> <p>はい、また後程、「修正版における課題等」に記載しております「検討項目：情報共有・説明責任」の部分をご議論、ご検討をいただく中で、少しこの辺も「パブリックコメント」と言いますか、「市民意見の聴取」の部分も踏まえていただきながらご検討いただき、また、必要であれば少しここに立ち返ってご議論をいただいても良いのではと思っております。</p> <p>後は、視点と言いますか、市民の意思の表明という視点でいくのか、また、「検討項目：情報共有・説明責任」にございますように、「説明責任」という視点から「市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等」について、市として「誠実に対応するよう努めなければならない」と規定しております。方法論は謳っておりませんが、そういうことへの対応に努めなければならないという形で規定しておりますので、ある意味、その「説明責任」という観点から良いのかどうか、事務局としましては、少しその辺を踏まえてご議論をいただければと思っております。</p>
副部会長	<p>あの、パブリックコメント条例というのがかなりの、まあどのくらいかは分かりませんが、他都市で作っているところが多分あると思いますんで、その中身を分析してみたらどうですか。</p> <p>パブリックコメント条例を作っているところが多分あるはずなんで、その中身を見てみれば大体ここに書いることと整理がし易いかと思います。</p>
事務局	<p>はい、いずれにいたしましても、いただきましたご意見の部分で修正をさせていただきます。今、副部会長さんのお話につきましても、事務局として押さえさせていただき中、次回、ご報告をさせていただきます。またご議論をいただくということで、皆様いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>はい、決して事務局主導ではございませんので、それでは、そういうことで再度、事務局案を提出して貰うということで、次回の検討材料にいたしたいと思っております。</p> <p>全体として言い残したということはございませんか、よろしいですか。</p>
委員	<p>すみません、前に返って悪いんですけど、「まちづくりへの市民参画」の部分で主語は今全部「市」ということなんですけど、一番下の課題にもあるように、「市民」がもし主語になったらどういう内容になるのか、責任を取らせるような内容になるんですかね。</p>
事務局	<p>はい、今はそのある意味「権利」、「市民の権利」としまして市民側からの視点からとなりますと、やはり「応分の負担」という方向になるのではないかと考えておりますので、市民が参画するのであればきちんと、その「責任を持つ」という言い方が良いかは分かりませんが、「積極的に参画する」とか、やはりその市民が宣言をしたような形になるのではと思っております。</p>

委員	<p>ただ、「市民参画」とした時に「市民」という主語がないと、何か私としてはすっきりしないのでどうなのかなと思って、もし「市民」が主語になるならどんな条文になるのかなと。</p>
事務局	<p>市民部会にて「市民の権利」という項目の中で、「市民は、まちづくりに参画することができる」という内容で、現在、検討を進めております。</p> <p>ただ今、事務局の方が申し上げましたが、「権利」と言いますか、他にも幾つかの「権利」がある中、その「権利」を行使する場合には当然「義務」、「責務」が発生してまいりますので、その部分は応分の負担を負っていただいたり、発言に責任を持っていただくとか、そういうことは内容として入っております。</p> <p>あくまで市民部会の議論にはなりますが、市民からの宣言という形と言いますが、そういう意味合いで捉えた条文を謳うことで検討を進めておりますので、この部会の内容とは少し違ってくるのではないかと思います。</p>
部会長	<p>委員さん、よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、以上で修正案についての議論を終わります。</p> <p>次に、前回の資料の続きにはなりますが、新しい検討項目として「検討項目：住民投票」をお開きください。</p> <p>それでは、事務局の説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは前回お配りをしました配布（参考）資料の4ページ目、「検討項目：住民投票」についてでございますが、条文案のたたき台としましては、「住民投票」としまして、読み上げさせていただきますが、「第 条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。」「2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。」「3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。」といたしております。</p> <p>「考え方等」につきまして、第1項につきましては、住民に重大な影響を及ぼす市政に関する重要な事項について、直接、住民投票により住民の意思を確認することができることを市の訓示的な義務と規定いたしております。第2項につきましては、住民投票の結果について尊重することを市の訓示的な義務と規定いたしております。なお、一般的に「住民投票の結果」については、「法的拘束力が無い」という認識がされております。第3項につきましては、住民投票の内容、手続き、投票資格要件などにつきましては、その事案ごとに適切に設定すべきと考え、個別設置型の住民投票を市の訓示的な義務として規定いたしております。参考とした条例につきましては、高松市自治基本条例の第21条、「住民投票」という項目を参考とさせていただきます。</p> <p>また、「部会での意見等」につきましては、「名称として『住民投票』が良いのか『市民投票』が良いのか、また、どのように規定するのか又は規定しないのか。」</p>

	<p>というご意見もございましたが、最終的には「『住民投票』を項立てするのであれば、(個別) 条例は別途定めるという記載方法が良いのでないか。」というご意見をいただきましたので、ピンク色のマーカーを付けている部分にはなりますが、条文としましては「事案ごとに条例で定めるものとする」という表記が、ご意見を反映させた部分でございます。</p> <p>最後に、「課題等について」でございますが、項目の名称につきまして、「住民投票」を「市民投票」とするのかどうか、この部分につきましては、投票資格要件の観点からの議論も必要ではないかと思っております。また、他都市の事例では、上越市にはなりますが、常設型として謳ったものがありますのでどうするのか、そして、3点目は少し先の話になるかもしれませんが、「住民投票法案策定へ、条例を自治体に義務付け」ということで、今年の1月31日付の毎日新聞にこうした報道記事がございました。その後はこのような記事は見当たりませんので、実際の動きというものは分かりませんが、法が制定された場合の対応につきましても押さえておく必要があるのではないかと事務局としては思っております。後は、前回と同様に語尾の表現に関することを表記いたしております。この項目につきましては、以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>まあ最後の語尾のところはさておいてですね、「住民投票」ということで三つの条文案が出ております。</p> <p>どの項目からでも結構ですので、ご意見をいただきたいと思えます。</p>
委員	<p>2項のどこなんですけど、「住民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする」と書いているんですけども、「考え方等」では法的拘束力がないということで、ここに凄く矛盾を感じていまして、例えば、行政側がこういうことをしますよと言って「住民投票」をし、その結果がそれはノーですよということにも関わらず、もう一回行政側でやはりそれはやります、というようなことがケースとしてあり得ると思うんですね、そういう時にこれは完全に拘束力のないものということなんで、そういうことが起こってしまったら何のためにこれがあるんだということにならないのかなと感じますけれども、そういうことって今まであったのかなとふと思ってしまったんですけど。</p>
部会長	<p>はい、大変大切な問題だと思いますね、他にどうぞ。</p>
委員	<p>では、「住民投票」と「市民投票」ということなんですけれども、何か一般的に私達が、市民が「住民投票」とか言うと選挙の投票のような気がするんですけども、それで、ここの自治基本条例の中で謳う場合は、「市民投票」の方が何か少し受ける意味で良いのかなと思ったりもしたんですけども。</p>
委員	<p>すみません、この1項のところの「市政」というのは、やはり「まちづくり」にするんですか、変えるんですかね、そのままなんですか。</p>
事務局	<p>はい、申し訳ありませんが、そこまで踏み込んだ検討はしておりません。</p>



委員	<p>まあ私としては、「住民投票」と「市民投票」なら、「住民投票」の方が良いような気がするんですけど。</p>
部会長	<p>はい、他にございませんか。</p>
副部会長	<p>要は「重要な事項について」、何が重要な事項なのかということが最大の考え方になるかと思しますので、そのことによって投票する、それを具体的に結果をどうするのか、尊重するのか、拘束力がどこら辺まで及ぶのかどうなのかというところがやはり問題になるんだと思います。</p> <p>ただ、条例を制定する以上は、これは今言ったように拘束力というのは法的な部分だと思んですけども、これはまあ法律的に云々ということではなくて、やはりその地域地域、大分では大分の市民の考え方を尊重していく、行政に活かしていくということは、当然これは必要なことだろうと思っていますので、当然条例としてはそういう考え方の中で作っていただきたいなということでもあります。</p> <p>ただ、事案毎に条例を定めていくのが良いのか、もう一本にまとめて謳っていくのが良いのか、その辺が少し私も今のところよく分からない部分もあるんですが、あの国の方は先程言いましたように義務付け枠付けの問題も含めて、多分来年にはその新地方分権一括法が上程されてくると思っていますので、そういうところから考えればですね、まあ国がどうだからということではなくて、やはり大分市は大分市としての今の現状中で、この問題をどうしていくのかということが一番大事なかなと思っています。</p> <p>なので、今後考えられるこういった「住民投票」をしなきゃならないような事例が出て来るのかどうなのかという、例えば、市町村合併とかですね、大きな部分というのは当然また考えられると思っていますので、いずれにしても今言ったようにこれは絶対に必要な部分とっておりますんで、まあ皆さんの議論の中でですね、より具体的なものにしていければ一番良いのかなと思っています。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました、続いてどうぞ。</p>
委員	<p>はい、事務局にお聞きしますが、訓示的な義務とはどういうことですか。</p>
事務局	<p>はい、条文案における語尾につきましては、一般的な法律の表現でございますが、いわゆる「しなければならぬ」という強制的な部分まではいきませんが、ある程度はしないといけないというような捉え方になるのではないかと考えております。</p> <p>したがって、条文の内容で強い義務を課するのであれば「しなければならぬ」と表現し、そこまでいかないというものを「するものとする」ということで、説明におきましては訓示的な義務ということにいたしており、このような規定の仕方が法律上の作業における一般事項と言いますか、法律のスタイルという形で、その語尾に合わせた説明をさせていただいております。</p>
委員	<p>はい、分かりました。</p>

	<p>まあ僕は経験がない、「住民投票」という経験がないもんですから、どうイメージするのか、まあよその地域ではやっているような感覚があって、余程のことですよね、このことは。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、この検討項目につきましては、行政側からしますとなかなか想定が出来ないと言いますか、本当に実際はどうなるのか、そのイメージが掴み難いというのが実感ではないかと思っております、今から先、未来の大分市において実施されるのかどうなのか、分からないのではないかと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>ですよね、だから僕はこのままでも良いのかなと思っております、以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>この条文書を事務局なりに作成をさせていただいた際に、やはりその事務的な部分を考えますと、理想は常設型できちんと制定し、いつでも対応が取れる準備をしておくことだとは思いますが、ただ、先程委員さんのお話にもありまして、いわゆる選挙やこれからの国民投票と他都市の「住民投票」を確認しますと資格などに相違点がございまして、特に年齢制限や基準日の捉え方という部分にはなりますが、そうしますと、どうしても行政としては対応するためにはその選挙システムを変更等する必要が生じてきまして、実務としましてはどうしても費用と期間が掛かる話になるかと思っております。</p> <p>この部分につきましては、私の方もよく分からないところにはなりますが、ある意味、常設型を規定し費用や期間をかけて今もう準備をしておく方が良いのか、またいわゆる個別型ということであれば、その都度議決により条例を整備し、かつそのようなこと自体が起こった時に初めて費用などを掛けて準備をしていく方が良いのか、そういうことになるのではと思っております。</p> <p>なお、個別型の良いところとしましては、やはりその案件に合った内容での資格要件の設定が出来易いのではないかとと思っております、どうしても常設型でありますと基本的には一律の資格要件となり、例えば18歳以上とすれば、どのような案件でも市内に住所を有する何時時点の18歳以上ということにしかならないと思っております、この例えが良いかは分かりませんが、学校関係とか幼稚園関係を案件として対象とした時に、極論かもしれませんが中学生まで年齢を下げて対象としようという時でも、個別条例なら対応が出来るのではないかとと思っております、そこが常設型でありますと対応させるために条例改正の必要が生じてしまいまして、結果的には個別型と変わらないような形になってしまいますので、そうしたこととある程度の費用と期間が掛かるという部分を踏まえて考えていかなければならないのではないかと、ある意味、住民投票というものは変な話になるかもしれませんが、この自治基本条例で規定をしなくても、議員さんをお願いして、議員提案ということで条例を、これも結果的には個別型と同じことになるかと思っております、行政側から上程するのではなくて、議員さんの側からの発案で条例を上程してもらってきちんと議会のルールを通れば、それはそれでまた住民投票というものは出来ることとなっております。</p> <p>そうしたことを色々と考えていきますと、事務局としまして条文書のたたき台として作った段階では、常設型にしてある程度のお金を今の内から、ある意味ではシステム改修費用などに数千万、もしくは数百万単位のお金を掛けるよりも、</p>

	<p>申し訳ありませんが、なかなか具体的なことも想定し難いということもございませんので、そのような事柄が起こった時に対応した方が良いのではないかと思いますので、一応、個別型で規定しております。</p> <p>ただ考え方としましては、やはり大分市としましてもそういうことはやりますという形でここに規定をし、ただ、具体的な対応につきましては、そういうことが起こった時点、然るべき時期にそうしたきちんとした手続き、体制など、時間は掛かる可能性はあるんですけども、そういった体制で住民投票に臨んだ方が現実的ではないかと、すみませんがこれはあくまでも事務局の勝手な判断だと思っておりますが、そういう想いでこのたたき台を作成させていただいております。</p>
<p>部会長</p>	<p>では、委員さん、続いてどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、住民投票なんですけど、先ほど委員さんの方から「市政」の部分が「まちづくり」に関するものにするのかというのがあったんですけど、その住民投票となった時の住民というのが、「まちづくり」を考えた時には全ての年齢層を含む訳で、そのはっきりと0歳児とかが住民投票にどう参画するのかとなった時に、やはりその難しい問題があるので、まあ個別設置型という部分にしていかないと、重要な事項に関しての住民投票となった時に、その難しいのではないかなというような考え方があります。</p> <p>また、2項に関してなんですけど、この住民投票の結果に関して法的拘束力がないという部分は、ある意味、署名運動と一緒にだすと、そういうイメージがあるので、その署名運動に関してもその事例に関しては、各自凄く重要だということで署名を集めて嘆願する訳なので、その「尊重するものとする」、まあ語尾の問題にはなるんですけども、「尊重するものとする」のではなくて「尊重しなければならない」ぐらいの強い意志を持っていただかないと、その住民投票が形だけに、あの個別型にしても終わってしまうような気がしました。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、全くその通りだと思います。</p> <p>もう一点気になるのが、「住民の意思を確認する」となっていますが、まあここは仮に「市民」、「市民投票」と「住民投票」という区分けで言いますと、恐らく今、市民部会の方ですかね、市民の定義は幅広く市内で活動する方、通学する人、それから事業を営む方、色んな方を市民の概念に入れようということで、この条例の組み立てをされておられますので、ここで「市民」という言葉を使うと少し対象が曖昧になってしまう危険性があるなと危惧をいたします。</p> <p>したがって、ここは住民の意思という形で「住民投票」という言葉が良いのかなと思いますし、先程事務局が説明をされてたように、まあ対象を、事案毎にその対象をどうするのかというのは非常に大きな問題であろうと思いますので、例えば、通学区の問題とか、今はあまりなることはないと思いますが、ということであれば少し若者の意見も聞いた方が良いというような意見もありましょうし、概ね今は、18歳以上ぐらいで投票権を付与しているようですので、あの事案によっては色んな考え方があるのではと思いますし、なかなかここは「市民投票」というのは難しいのかなという気はしますし、事案毎にということでもやむを得ないのかなという気がします。</p>

	<p>ただ、国の方ですね、「住民投票」をいわゆる包括条例的なものとして「住民投票」を作りなさい、策定しなさいという義務付けが下りて来た時には少し齟齬が生じるんで、この条例案の中身を少し当たらないといけなくなる可能性はありますが、まあそこは今の時点での考え方ということであれば、この案に賛成であります。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、まあ将来的なことはさておいてですね、当面この案での検討ということですが、一つですね、「住民投票」、「市民投票」のいずれが良いのか、住民、市民のいずれが良いのかという、今の委員さんの話の中にも出て来ましたし、委員さんからも少しその辺の話があった訳であります。まあ市民部会での市民の定義ということの結論を、まあ結論は出てない案の段階だということもありますので、一応悩ましい部分が含まれておるという理解をした時に、どうでしょうか、今、委員さんが言ったような方向での整理で一応まとめておくということによろしいですかね、住民、市民ということについて、市民の定義となると色々と企業を含んだり色んなものが入ってくるんで、少しそのところが難しいかと。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ただですね、今のお話にありましたとおり、その「市民の定義」のような幅の広い捉え方をしますと、多分今の市役所では、また日本全国どこも同じだと思っておりますが、システム上は間違いなく対応が出来ないと思っております。幅広く捉えた場合は、その都度、対象となる方達の確認、把握、登録という形になるかと思っておりますので、やはり少し現実的ではないのではないかと思っております。理想ということでありましてその市民という幅の広い捉え方にはなりますが、ある意味、やはりその投票ということを考えますと、住民と言いますが、住民票を基本としまして年齢や地域を設定していくことが、仮にこういう住民投票を実施した場合でも現実的な対応になるのではないかと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>まあ行政側の手続き上の問題も含めてということで、はい。</p>
<p>副部会長</p>	<p>この住民投票条例というのを作っているところも結構あると思っておりますので、そこを参考にさせていただきたいと思っております。あのベースはですね、やはり直接民主主義というのをベースにを使って、市長も我々議会もですね、結局は代表者という形になっているんですが、解職請求だって出来る訳ですから、あくまでも主体は市民ということになるのであれば、その市民が何らかの手段によってそれを行使できるような形は作らないとおかしいと思うんで、あの是非ともそこは基本に置いて作っていただきたいと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、原則論の話が出ましたが、事務局、良いですねその辺も。 それからですね、もう一つは委員さんの方から出ましたその結果を「尊重するものとする」ではなくて、「尊重しなければならない」というその部分について、事務局、何か説明がありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、現実的なことを考えますとそこまで言い切った良いのかという部分がどうしてもございますので、申し訳ありませんが、先程の副部会長さんのお話も踏</p>

	<p>まえさせていただきまして、他都市の住民投票条例と自治基本条例上の規定の仕方、また、その意見に対する取り扱いなどにつきまして、また一つの資料としてまとめさせていただければと思っておりますので、改めて資料をご提示させていただいた後に、またご議論をいただければと思っております。</p>
委員	<p>すみませんが、例えば、僕もそうだと思うんですけど、51対49と出た時に、本当に51を採った時にはそれが良いんだというのが、どうしても疑問となる部分がありましてですね、僕自身に、だから、今こう議論している部分なんだけど、本当にそれが幸せなのかどうなのかっていうのは、本当に十分議論がなされた中での話で、もうどうしようもないって言った時の判断だと思った時に、まあこの訓示的義務ぐらいの範疇が良いのかなと、敢えて少しその論じじゃないですけど、そう思ったことを敢えて言わせていただきました。</p>
部会長	<p>それでは、まあ次回にその辺の資料もいただきながら、結論を出していくということにいたします。</p> <p>全体として、個別設置型の、まあここに提案されておるような形でご了承いただけますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>はい、それでは、この件については、これで終わりたいと思います。</p> <p>次は、「検討項目：情報共有・説明責任」ということで、事務局の説明をよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、配布（参考）資料の5ページ目、「検討項目：情報共有・説明責任」についてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、条文案のたたき台としましては読み上げさせていただきますが、検討項目といたしましては「情報共有及び説明責任」としまして、「第 条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。」、「2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。」、「3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。」といたしております。</p> <p>「考え方等」につきまして、第1項につきましては、市政に関する情報を、「大分市情報公開条例」に基づくものだけではなく、市報やホームページ、パンフレットなど適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供して、市民との情報の共有を図っていくことを市の努力義務とさせていただいております。第2項につきましては、市政運営、市長は市民から信託されているという観点から、市民に対する説明責任は当然の義務であり、道義的責任、ただし個人や特定の者の利益等につながる場合は除くということ、市政運営に関する情報を市民に分かりやすく説明することを市の努力義務と規定をいたしております。第3項につきましては、市民から寄せられた意見、要望、苦情等に対する対応を市の努力義務と規</p>

	<p>定いたしております。参考とした条例につきましては、高松市自治基本条例の第14条、「情報の共有」と、第27条、「説明責任等」という二つの項目を参考とさせていただきます。</p> <p>「部会での意見等」につきましては、「市民の側からの情報に対する要望についての対応を条文化できないか。」「説明責任と応答責任をセットで考えるべきであり、基本条例という性格から、具体論をある程度考え理解したうえで、条文を検討していく必要がある。」というご意見をいただいておりますので、ピンク色のマーカーを付けている部分が、ご意見を反映させた部分でございます。</p> <p>最後に、「課題等について」でございますが、項目に関する部分ではございますが、先程参考とさせていただきました高松市自治基本条例が二つの項目に分かれておりましたので、「情報共有」と「説明責任」という2つの項目に分けるのかどうかご議論をいただければと思っております。後は、また語尾の表現に関することを表記いたしております。この項目につきましては、以上でございます。</p>
<p>部会長</p> <p>委員</p>	<p>はい、条文案が提示をされましたので、どなたからでもご意見をどうぞ。</p> <p>全部ここの項目なんですけども、「努めなければならない」と全部努力義務となっていますので、どれをどうしたいのか私も少し想像がつかないんですけど、全部「努めなければならない」とするのはまずいような気がするんですよ、あの強い義務にどれかはした方が良いのではないかとふと思ったんですけども、「努めなければならない」だとどうしても少し弱いのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、この点に関してご意見はありませんか。 事務局、どうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、委員さんのご意見を伺いまして、確かに第1項と第2項につきましては少し語尾の表現が弱いと言いますが、あまり積極的ではないような感じがしております。ただ、第3項につきましては、やはり色んなご意見を市として受け止めて対応していくこととなりますので、なかなか全てのご意見の、表現が適切ではないかもしれませんがよし悪しと言いますが、その内容もあるうかと思っておりますので、言い訳になるかもしれませんが、全てのご意見に対応するというのはなかなか難しい部分があるのではないかと考えております。</p> <p>したがって、第3項につきましては、このような規定の表記をさせていただき、第1項と第2項につきましては、ある意味、第1項は「市民との情報の共有を図らなければならない」、また、第2項は「市民に分かりやすく説明しなければならない」という表記にしても良いのではないかと、担当個人としては思ったところでございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ではそこのところはですね、今の委員さんからのご意見を受けて事務局として検討するというので、次回もう一度修正案を出してください。</p> <p>はい、分かりました。</p>

事務局	<p>一点だけよろしいですか。</p>
委員	<p>今のところでその強い義務は、まあ市民目線からすれば確かにその通りで、そういう条例の規定であって欲しいというのは当たり前の話だと思うんですが、ただ、「政策等の立案、実施」とかいうことになると、自治法上のルールとしては、市長が政策を決定しようとする時にはまず成案を作って、その上で議会にお諮りをしてというルールがございますので、その各過程において説明しなければならないということになると、ある意味ではその議会軽視にもなりかねないということで、私どもとしては非常にやり難い条文であります。</p> <p>そうなると思いますね、それでいちいちどの時点で議会の方にはどういうお諮り方をして、市民の皆さんにはどういうご説明をするとかというようなことを、逐一この判断をしていかななくてはいけなくなるので、かなり難しくなるのは間違いないなど、今、少し危惧しております。</p>
部会長	<p>まあそうしたいいわゆる行政推進全般の考え方に立った時に、どういう表記が良いのかをよく検討してですね、出していただければと思いますが、今の委員さんのご意見を参酌しながらということで、他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>第2項に関しては、その私達も立案の時から説明を受けても何のこともピンとこない部分があるので、これはもうこのまま努力義務で良いのではないかなと、ただ、後は、第1項に関しましては、協働であったりとかそういう今までの話をしてきたりした項目の中で、その情報の共有というものが絶対不可欠になってくるので、これは是非努めていただかなければいけない部分かなと思うので、一市民の立場から言えばこの第1項に関しては強い義務としていただく方が良いなという気はします。</p>
部会長	<p>はい、そういうご意見でございます。</p> <p>もう少し時間がありますので、他にご意見はございませんか。</p>
委員	<p>では、今、言われた話は僕自身もそう思うのかなということで、以上です。</p>
部会長	<p>副部会長さん、どうですか。</p>
副部会長	<p>あの第1項については、「共有を図る」で良いのかなと思いますので、後は、まあ「努める」ということで、先程の委員さんの話で良いと思います。</p> <p>要は、条文の中身というのも非常に大事なんでしょうが、書かれていることの意味をですね、やはり十分、あの我々は議会という立場ということもあるんですけども、執行部の立場、色んな立場それぞれですね、例えば、今の先程から何回も言っていますが、非常に地方分権の流れを含めまして、国も地方も挙げて取り組んでおるとい状況下にあるんですけども、なかなか市民の皆さんがですね、そこまで情報認識をされているかということと全く違うと思ってて、この自治基本条例を作るにしてもですね、市民の皆さんがどのくらい関心を持っているのかということと殆ど無に等しいと思ってですね、その情報の共有のあり方、それから</p>

説明の仕方も含めてやはり問題は、そこがきちんとないとなかなか条文を作っても意味が無いと思うんで、まあそのところを検討委員会は検討委員会でやっているんですけど、自治基本条例をいかにして大分市の憲法を作るんだということで、市民の皆さんに情報を、説明責任を果たしながら情報を共有化していくということが一番基本ではないかと思っています。

これはまた、事務局へのお願いなんですけど、私どももとにかくその議会からは9名出ていますが、ただ9名ではそのただ単に代表として出ているという意味ではないんだということを改めて全議員さんに伝えようということで、一応全員協議会を開いて全議員さんにこれまでの経過等を説明して、議会基本条例と自治基本条例との関係も含めて、まあお互い中身を共有してきたということがありますんで、私どもも市民の皆さんにこのことも含めてやっていかなきゃなんと思っと思っていますけれども、出来るだけ市民意見交換会やこれからあるであろう色々な情報を基にしてですね、市民に周知をしていただければ良いかなと、その上に立ってこの条文をですね、改めてそういうことで議論をしていただければ幸いかなと思っています。

委員

この「情報共有及び説明責任」、これをどう簡単にしていくのかなと思うんです、一般市民の一人でも多くの人に知ってもらうために、じゃあ方法としてはどれかなと思うと、やはり市報ですよね、ホームページは見る人が限られていますので、パンフレットも貰って帰る人はそんなにいないかと、今のように市報で知らせるとというのが一番皆さんが読んで一般市民に浸透していく方法なのかなと思って、まだ他に良い方法があったら考えて欲しいけど、でもこの情報共有という言葉はとても大事なんだけど、どういう方法であるのかが一番大きな問題になると思いますので、そのところは市の方で考えていただきたいなと思います。内容的には、良いと思います。

委員

今朝、テレビを見ていたら大阪の橋下知事が事業仕分けのことを、府の事業仕分けのことをこう色々とお話をされていたんですけども、内容を聞いていてやはりああそうなんだそうなんだと、あのやはり情報というのはきちんとこちらに伝わって来ると私達もその気になりますので、やはりいかにその気になる人が沢山出来るのかということが大事かなと、そうすることはやはり市が責任を持って末端の人まで届くぐらいの気持ちで、情報が開示出来るように伝達出来るようにしていってくださると、住民もお互いにまちづくりにしても何にしてもその気になって一緒にやっていく、やっていこうかなという気持ちになるのかなと凄く、今朝もやはりそう思ったんですけども、日頃の活動でもそれは凄く思いますので、やはり色々な情報は本当に沢山の人達に行くようなことというのは、委員さんも言われましたように、市報とかあらゆる手段、ホームページも見ますし、あらゆる手段で沢山の人達に情報がいくような手法を考えて、市の方でやっていっていただけたら良いのかなと、こういった条文を見ながら思いました。

私自身は、これはこのままで良いと思っています。

部会長

はい、それぞれのご意見をいただきましたが、あのやはり市民総参加によるまちづくりということで、その部分は情報が入ってこないと総参加にはなりません



	<p>るので、まあ一番基本的なことだと思いますので、市報は勿論非常に大事な伝達手段ですけども、市報のページ数とか、まあ予算の関係とかがあるんでしょうけれども、委員さん、この辺はどうですか。</p> <p>はい、今のところ月2回、1日号と15日号を出していますが、情報量としてはもう手一杯のところでありますので、かなり文字も小さく、最大限小さくして情報量を詰め込んでいますので、ただ、アンケートを取らせていただきますと8割ぐらいの方が市政に関する情報は市報から取っておられるという状況がありますので、どうしてもやはり市のメインとなる情報伝達手段は、文字媒体である市報になってしまうんですね、あのホームページ、ホームページと言いますけれども、まあ実際はそんなには、若い人中心には活用がありますけど、若い人は今度は逆にあまりに市政に関する情報は欲しくないんですね、違う情報を取られてますんで、やはりどうしても市報が中心の市政PRということになるかと思えますんで、タブロイド版にすると色々こう意見、検討は広聴広報課でしておるんですけども、現実的にはなかなか難しいです。</p> <p>それと後は、自治委員さんの配布の問題もありますもので。</p>
委員	<p>はい、今のところ月2回、1日号と15日号を出していますが、情報量としてはもう手一杯のところでありますので、かなり文字も小さく、最大限小さくして情報量を詰め込んでいますので、ただ、アンケートを取らせていただきますと8割ぐらいの方が市政に関する情報は市報から取っておられるという状況がありますので、どうしてもやはり市のメインとなる情報伝達手段は、文字媒体である市報になってしまうんですね、あのホームページ、ホームページと言いますけれども、まあ実際はそんなには、若い人中心には活用がありますけど、若い人は今度は逆にあまりに市政に関する情報は欲しくないんですね、違う情報を取られてますんで、やはりどうしても市報が中心の市政PRということになるかと思えますんで、タブロイド版にすると色々こう意見、検討は広聴広報課でしておるんですけども、現実的にはなかなか難しいです。</p> <p>それと後は、自治委員さんの配布の問題もありますもので。</p>
部会長	<p>まあ、他の自治体のユニークな手法を、その情報伝達を文字媒体でね、そんなのを研究していますか。</p>
委員	<p>そこまでは、やってないですね。</p>
部会長	<p>研究する必要があるかと。</p>
委員	<p>これはよく言う双方向性という、例えば今、大分市ホームページを変えたと思いまして、そこの大分市のマップだと思うんですけど、あの倍率を上げていくと要所要所に色んな丸で、あれ丸ばかりですよ、何にも分かんない、少し待ってよと、それはやり過ぎというか見る人の立場に立っていないのではないかと驚いたことがあるんですけども、要するに、伝えないといけないことは絶対に伝えなければならない、ではその伝えなければならないものは何なんですかという部分が、だから何でもかんでもということではなくて、当然、要は棚に見たい人が行って棚に手を出せば分かるという感じしかない、だからあんまりやり過ぎてもとにかく受ける方は、種差選択しますし、もう結局それは無駄になってしまうということになるんで、非常に難しいところなんですけど、なかなかこう意見が言い難いところ、言い出し難いところ、まあ時間を追いながら少しずつやるしかないのかなと。</p>
委員	<p>市報ではですね、例えば囲み記事なんかでも何行かくらいで終わっていて、恐らく市民の方が見ていただきたらうかと原課の皆さんの心配もあるみたいなんで、イベントが近づくとまた別に今度は回覧用に大きいのを作って、何日にこんなのがありますので皆さんお揃いでということをお自治会にお願いするんですね、だから、二度手間、三度手間というのがもの凄くありますので、そこは少し見直さないといけないと思ってるんですけど。</p>

<p>部会長</p>	<p>はい、まあ優秀な職員さんが一杯おりますから、よろしく申し上げます。 大体予定された時間が近づいたようであります。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません、一点程よろしいでしょうか。 どこかでご議論されておりましたら失礼にはなりますが、今、ここの検討項目につきましては、市政の持っている情報を市民の方にとり、そういう条文だと思っておりますが、その次のページを捲り「市民協働の推進」という形になりますと、やはりその住民の方々を持たれておる情報を市政にとり、そのような観点のご検討も少し必要ではないかと私個人的には思っているところであります。その辺あたりの、例えば、一緒にまちづくりを進めていくためには町内会ではこういうことも考えているんですよとか、そういったことも市の方で、今は広聴広報課がされていると思いますけれども、住民の方々を持たれている情報も市の方にとり、まあそうした観点のところもあって良いのではないかというのを個人的に持っておるんですが、その辺のところはいかがかなと思いましたので、発言をさせていただきました。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局の担当としては、どうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、市民側からの観点につきましては、最後の検討項目であります「都市内分権・地域自治区」のところにおきまして、「地域コミュニティ」という整理をいたしております。その中で「市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする」という条文案のたたき台を作成しております。 そこで一定の相互の関係が出来るのではないかと考えておりますし、なおかつ、今までのこの「情報共有・説明責任」という部分もそうですし、先程の「市民意見の聴取」、パブリックコメントもそうなんですけれども、あらゆるそうした形で市民の方がご意見を寄せていただければ、それはまた市としましても相互の関係に近づくと思っておりますが、後は具体的に市としてもある意味欲しい情報とか限定して募りまして、それに対する市民の反応と言いますか、リアクションを起こしていただけますとそれは市にとりましても良い相互の関係ではないかと考えております。 したがって、今まで本部会でご議論をいただいておりますのは、書き方としましては、「市」を主語といたしておりますので行政側のような感じを受けるかもしれませんが、内容的には市からの部分と市民の皆さんからもこういただくというのは含まれているのではないかと考えておりますので、一番具体的な表記となりますと、「都市内分権・地域自治区」の部分をご検討いただく際に、そういう相互の関係のことをご議論いただけたらと思っておりますし、また、「市民協働の推進」の部分につきましても関係があるのではないかと考えております。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、その「都市内分権」の部分で、もう一辺今出た考え方を議論しながら、場合によっては前に戻るといったこともあると思えますので、そういったことで参</p>

	<p>りたいと思います。</p> <p>では、ちょうど時間となりましたので、事務局にお返しします。      今日も大変熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>はい、皆様大変お疲れ様でした。</p> <p>それでは、本日の部会でのご議論につきまして、確認をさせていただきたいと思いをします。</p> <p>まず、最初ご議論をいただきました「条文案（たたき台）の修正について」でございますが、「検討項目：市政への住民参画」につきましては、現時点ではこの修正案の条文のままということでご承認をいただいたと思っております。</p> <p>次の「検討項目：住民の意思の表明（パブリックコメント）」につきましては、第1項と第3項の整理も含め、また、他都市のパブリックコメント等の条例を調べる中で、再度事務局なりに修正、再検討させていただいたものを、次回改めてご提示をさせていただければと思っております。</p> <p>そして、本日ご議論をいただきました「検討項目：住民投票」につきましても、その結果の取り扱い等を踏まえた資料を改めてご提示をさせていただく中、部会としての最終的なご議論をいただければと思っておりますし、また、先程の「検討項目：情報共有・説明責任」につきましても、本日ご議論をいただいた内容、語尾の表現も踏まえまして、事務局として修正させていただいたものを、次回ご提示をさせていただければと思っております。</p> <p>後は、次回の日程になりますが、出来ましたら次回はこれらの確認並びに残りの検討項目につきまして、残りの検討項目であります「協働の推進」、「都市内分権・地域自治区」につきましては、本部会で一番熱心にご議論をいただく内容になるかと思っておりますので、会議の時間としましては少々長めに設定をさせていただければと思っております。</p> <p>したがいまして、次回の日程といたしまして、次回は5月13日木曜日の13:30からということによろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p> <p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>それでは、場所につきましては、また改めてご連絡をさせていただきます。</p> <p>以上で、本日の部会を終了させていただきます。ご議論お疲れ様でした。      次回もよろしくお願いいたします。</p>